

令和6年度 学校体育施設開放事業について

■開放学校及び施設

- ・三島市立小学校（全14校） 体育館、グラウンド
 - ・三島市立中学校（全7校） 体育館、格技場、グラウンド（中郷中学校は、格技場の貸出し不可）
- ※工事等で使用ができない期間が発生する可能性があります。

■開放時間 ※詳細な開放時間は4月開催予定の運営委員会で決定します

施設	開放日	開放時間
体育館 ・ 格技場	月曜日～土曜日※祝日除く	(小学校) 18時～21時30分 (中学校) 19時～21時30分
	土・日・祝（中学校は大会等の利用のみ使用可）	(午前) 9時～13時 (午後) 13時～17時
グラウンド	土・日・祝日	(午前) 9時～13時 (午後) 13時～17時

■開放の対象

三島市に在住または在勤の者で構成され、次の優先順位（登録の要件）に該当する団体で、使用目的がスポーツまたは運動を伴う活動であること。

■優先の順位（登録の要件）

- (1) 三島市または教育委員会主催による利用
- (2) P T Aまたは校区体育振興会主催による利用
- (3) 学校区内町内会が主催する行事による利用
- (4) 三島市スポーツ協会、三島市レクリエーション協会、総合型地域スポーツクラブ主催による利用
- (5) 子供会またはスポーツ少年団主催による利用
- (6) 三島市スポーツ協会に加盟している競技協会（連盟）主催による利用
- (7) 主に学校区内の人々で構成された団体による利用（営利を目的としない団体に限る）
※「主に学区内の人々」とは、**半数以上が学区内に在住または在勤する人々で構成**されていることを指す。
※(7)の要件では、市内に在住しないかつ在勤しない人は利用できない。ただし指導者に限っては可とする。
※定期利用の希望が重複した場合のみ、他校を利用することができる。
- (8) 三島市スポーツ協会に加盟している競技協会（連盟）の傘下または三島市レクリエーション協会の傘下にある団体による利用（営利を目的としない団体に限る）

■登録必要書類と提出期限 ※「記入上の注意事項」と「記載例」を参考にご記入ください。

	書類名	備考	提出期限
①	令和6年度学校体育施設利用団体登録書（様式1-1）【電子申請】	団体責任者が決定している場合 ※電子申請ができない団体のみ紙で提出	2月16日(金)
②	令和6年度学校体育施設利用に伴う団体承認書（様式1-2）	登録書（ <u>仮含む</u> ）「登録対象区分」8に該当する団体のみ	2月16日(金)
③	令和6年度学校体育施設利用団体 <u>仮</u> 登録書（様式2）【電子申請】	団体責任者が決定していない場合 ※電子申請ができない団体のみ紙で提出	2月16日(金)
④	令和6年度団体登録者名簿（様式3）	登録書（ <u>仮含む</u> ）「登録対象区分」7、8に該当する団体のみ	2月16日(金)
⑤	学校体育施設大会等利用希望調査書（様式4）	大会等で土、日、祝の利用を希望する団体のみ	2月29日(木)

■提出・問合せ先

三島市スポーツ推進課 ☎055-987-7571

<〒411-0033 三島市文教町2-10-57（三島市民体育館内）>

※様式1-1、様式2は集計の都合上、可能な限り電子申請をご利用ください。

※紙での提出書類は、直接持参または郵送で提出してください。（提出期限必着）



市ホームページへ

■その他

- ・利用団体の増加により、希望に沿えない場合がありますので、あらかじめご了承ください。
- ・定期利用の希望が重なり調整できなかった場合、該当団体を集めて3月12日(火)19時から調整会議を行いますので必ずご出席ください。※3月6日(水)までにホームページへ調整結果を公開
- ・運営委員会の日程については、3月中旬以降に連絡いたします。

令和6年度に新規登録をする団体は新規登録団体向けの資料を必ずご確認ください。